

議案第46号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成27年6月8日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）の施行に伴い、羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、推進及び効果検証についての審議等を行う羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市総合基本計画審議会	市の総合基本計画についての審議等に関する事項
---------------	------------------------

」を

「

羽曳野市総合基本計画審議会	市の総合基本計画についての審議等に関する事項
羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市総合基本計画審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	

」を

「

羽曳野市総合基本計画審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	

」に

改める。

執行機関の附属機関に関する条例 新旧対照表

新	旧																						
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																						
1 市長の附属機関	1 市長の附属機関																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>羽曳野市総合基本計画審議会</td> <td>市の総合基本計画についての審議等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議</td> <td>市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>羽曳野市建設事業再評価委員会</td> <td>市が実施する国土交通省所管補助建設事業についての審議等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の名称	担任する事務	省略		羽曳野市総合基本計画審議会	市の総合基本計画についての審議等に関する事項	羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項	羽曳野市建設事業再評価委員会	市が実施する国土交通省所管補助建設事業についての審議等に関する事項	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>羽曳野市総合基本計画審議会</td> <td>市の総合基本計画についての審議等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>羽曳野市建設事業再評価委員会</td> <td>市が実施する国土交通省所管補助建設事業についての審議等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の名称	担任する事務	省略		羽曳野市総合基本計画審議会	市の総合基本計画についての審議等に関する事項	羽曳野市建設事業再評価委員会	市が実施する国土交通省所管補助建設事業についての審議等に関する事項	省略	
附属機関の名称	担任する事務																						
省略																							
羽曳野市総合基本計画審議会	市の総合基本計画についての審議等に関する事項																						
羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項																						
羽曳野市建設事業再評価委員会	市が実施する国土交通省所管補助建設事業についての審議等に関する事項																						
省略																							
附属機関の名称	担任する事務																						
省略																							
羽曳野市総合基本計画審議会	市の総合基本計画についての審議等に関する事項																						
羽曳野市建設事業再評価委員会	市が実施する国土交通省所管補助建設事業についての審議等に関する事項																						
省略																							
2 省略	2 省略																						

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
羽曳野市総合基本計画審議会委員	学識経験者 日額	上記に同じ	羽曳野市総合基本計画審議会委員	学識経験者 日額	上記に同じ
	20,000 円			20,000 円	
	その他の委員 日額			その他の委員 日額	
	7,000 円			7,000 円	
羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員	学識経験者 日額	上記に同じ	羽曳野市建設事業再評価委員会委員	学識経験者 日額	上記に同じ
	20,000 円			20,000 円	
	その他の委員 日額			その他の委員 日額	
	7,000 円			7,000 円	
省略			省略		